

郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 郵便入札の対象となる入札は、有限会社まごころ農場（以下「事業主」という。）が公告により郵便入札を指定したものとする。

(公告)

第3条 事業主は、郵便入札に付する対象物件の入札公告については、次に掲げる事項を併せて公告するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数及び落札業者が決定しなかった場合の手続き
- (5) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

(入札書及び仕様書兼設備内訳書の提出)

第4条 入札書及び仕様書兼設備内訳書（以下「入札書等」という。）は、指定する入札書等の様式に必要な事項を記入し、入札者（法人にあっては商号及び代表者氏名）の記名押印をした上で、指定する到着期限までに郵送により提出しなければならない。

- 2 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。
- 3 入札書等は封筒に入れ封緘し、表側に宛名、公告番号、入札日及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人住所（法人にあっては所在地）及び差出人名（法人にあっては商号及び代表者氏名）を記載し、封印しなければならない。
- 4 郵送した入札書等の差替え又は撤回は認めないものとする。
- 5 入札書等の郵送後においても入札辞退を認めるものとする。この場合、その申し出は入札執行（開札）までに入札辞退届を入札担当者へ直接持参して提出することにより行うとする。

(入札の執行)

第5条 入札の執行回数は1回とする。ただし、次条第1項に規定する場合はこの限りではない。

2 落札者に対する連絡は、入札執行後速やかに行うものとする。

(再度入札)

第6条 予定価格を事前公表しない案件に限り、第1回目の入札において予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札が無いときは、1回を限度とし、再度入札を行うことができる。

2 再度入札を行う場合、その日時及び第1回目の入札結果を入札参加者にFAX等により通知するものとする。

3 再度入札を行う場合、予定価格調書は、第1回目の入札後に事業主の社員が新たな予定価格封筒に封緘するものとし、封筒の上下2か所に各立会人の署名を以て封印に代える。

4 再度入札の開札日は、当該案件の第1回目の開札日の5日後を目安として設定する。

5 次条第2項の規定にかかわらず、再度入札に立会人は、第1回目の入札後に立会人のくじにより決定するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、再度入札に関する事項は、第1回目の入札の例による。

(入札の立ち会い)

第7条 事業主は開札を行うときは入札立会人（以下「立会人」という。）を2人立ち会わせなければならない。

2 前項の立会人は、青森県の職員及び弘前市の職員とする。

3 立会人は、開札前に入札立会人名簿に署名するものとする。

4 予定された立会人が入札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない事業主の社員を立ち会わせるものとする。

(入札の傍聴)

第8条 入札者又はその代理人（立会人又はその代理人を除く。以下同じ。）は、当該入札を傍聴することができる。

2 入札者の代理人が入札を傍聴しようとするときは、入札傍聴委任状（様式第3号）を事業主に提出しなければならない。

3 入札を傍聴する入札者又はその代理人は、入札会場における紀律の保持に関して入札担当の社員の指示に従わなければならない。

(同価格入札の取扱い)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて、落札者を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人として参加している場合又は当該入札を傍聴している場合はその者にくじを引かせ、参加又は傍聴をしていない場合は、当該入札事務に関係のない事業主の社員にくじを引かせるものとする。

(無効の入札)

第8条 入札参加者心得書の第9条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 指定された郵送方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (2) 公告で示した入札書等の到着期限を過ぎて到達した入札
- (3) 入札書等を郵送する封筒に指定された事項が記載されていないもの
- (4) 入札書等が郵送された封筒に記載の差出人（法人にあっては商号及び代表者氏名）と入札書等の入札者（法人にあっては商号及び代表者氏名）が相違する入札
- (5) 指定する様式以外の入札書等による入札

(入札の中止等)

第9条 事業主は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、郵便事情等により事故が発生したとき、その他やむを得ない理由が生じたときは、入札若しくは開札を中止し、又は入札期日若しくは開札期日を延期することができる。この場合においては、速やかにその旨及び理由を公告するものとする。ただし、公告する暇がないと認められる場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、到着期限までに到着した入札書等の取扱いについては、事業主がその都度定める。

(その他)

第10条 郵便入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については別に定める。